

第12表 拘置所・刑務所別一日平均収容人員…………… 470

第13表 事由別受刑者入出所人員…………… 470

第14表 罪名別新受刑者数…………… 470

第15表 少年院の入出院及び収容人員…………… 472

第16表 少年鑑別所の入退所及び収容人員…………… 472

第17表 人権侵犯事件の受処理件数…………… 472

第18表 出入国及び外国人上陸数…………… 472

第19表 刑法犯年齢別・罪種別検挙人員…………… 474

第20表 警察署別刑法犯認知・検挙件数…………… 475

第21表 市町村別刑法犯認知・検挙件数…………… 475

第22表 刑法犯罪種別認知・検挙状況…………… 476

第23表 ぐ犯・不良行為等少年行為別、学職別、  
年齢別補導人員…………… 476

第24表 年齢別、学職別家出人捜索願出件数…………… 477

第25表 刑法犯少年検挙補導人員…………… 478

第26表 暴力団罪種・法令別、地位別検挙人員…………… 478

第27表 警察職員条例定数…………… 479

第28表 罪種別、学職別刑法犯少年及び再犯人  
員…………… 480

第29表 法令別、月別売春関係事犯検挙状況…………… 480

第30表 法令別、特別法令違反事件の検挙件数  
及び送致人員…………… 481

第31表 都道府県別、警察官数、警察署・派出  
所・駐在所数等…………… 482

第 24 章 災 害 及 び 事 故

記述…………… 484

図表…………… 485

第 1 表 水稻被害面積及び被害量…………… 486

第 2 表 月別、火災件数、り災世帯数、損害額  
等…………… 486

第 3 表 産業別労働災害死傷者数…………… 487

第 4 表 市町村別、火災件数、り災世帯数、損  
害額等…………… 488

第 5 表 火元用途別、発火源別火災件数…………… 490

第 6 表 市町村別防火対象物数…………… 492

第 7 表 市町村別、第一当事者別交通事故件数…………… 494

第 8 表 法令違反別、第一当事者別交通事故件数…………… 496

第 9 表 当事者別交通事故発生件数…………… 498

第10表 事故発生時の類型別歩行者の交通事故  
件数…………… 498

第11表 海上事故発生件数…………… 499

第12表 都道府県別、火災件数、交通事故件数、  
り災世帯数及び水陸稲・麦被害状況…………… 500

付 録

市町村地域変遷表…………… 502

指定統計一覧…………… 509

計量単位換算表…………… 510

\*\*\*\*\*  
 第 1 章  
 土 地  
 \*\*\*\*\*

# 第1章 土地

## 位置及び面積

本府の極所の地名及び経緯度をみると、極東は枚方市大字穂谷（東経 135° 44' 58"）、極西は泉南郡岬町多奈川小島（東経 135° 05' 46"）、極南は同じく岬町多奈川西畑（北緯 34° 16' 07"）、極北は豊能郡能勢町天王（北緯 35° 02' 53"）で、その直線距離は東西60.0km、南北86.5 kmに及んでいる。

また、本府の大半は摂津平野、河内平野、和泉平野を合わせたいわゆる大阪平野で占められ、北部は京都府、東部一帯は生駒、金剛の両山地を隔てて奈良県に接し、南部は和泉山脈を境として和歌山県に、西部では兵庫県にそれぞれ接している。また、大阪市以南の西部では大阪湾に臨んでいる。

平成5年10月1日現在の大阪府の面積は、1890.79 km<sup>2</sup>で、我が国の総面積37万7812.09km<sup>2</sup>のわずか0.5%となっている。

## 地勢及び地質

大阪平野の中心をなす大阪市及びその周辺地域は、淀川、大和川の営む堆積作用によって生まれた土地であり、上町台地一帯を除いては概して低地である。

奈良県及び和歌山県と境を接する金剛山地は本府東南に起こり、延々地を北にはせ生駒山地と結んでいる。金剛、葛城、信貴、生駒の諸山はこれらに属している。

また、本府南部には和泉山脈があって支山脈が北東に走り、七越、横尾、天野の諸山が起伏し、北部では中国山脈の余勢が南に伸び能勢、箕面、龍王の諸山を擁し、その姿はいずれも優美で人々に親しまれている。

淀川は、その源を滋賀県の琵琶湖に発し、瀬田川、宇治川となって京都府を貫流し、途中、木津川、桂川を合わせたところより本府北東部に入り、毛馬より二つに分かれ、西へ淀川（昭和40年4月1日から名称変更〈旧名称新淀川〉以下同様）、南に流れては中之島をはさみ、旧淀川（大川・堂島川・安治川）、土佐堀川となり、合流して大阪湾に注いでいる。また、これらの河川を利用して、豊臣秀吉が1585年に東横堀川等を、また松平忠明が1615年に安井道頓に命じて道頓堀川を開かせるなど、10数余の疎水路が設けられて“水の都”として大いに栄えた。

大和川は、奈良県に起こり、金剛山地と生駒山地の間を流れて府域に入り、藤井寺市で石川と合流し、西に流れて大阪市と堺市、松原市との間を縫って大阪湾に注いでいる。

また、この水系以外の主要な水系として石津川、大津川、樫井川、男里川等の諸水系がある。

池沼は、府下に約1万2000か所点在するが、多くは田畑の灌がい用に供せられるもので、そのうち規模の大きなものとして、多目的ダムとして建設された滝畑ダム（河内長野市）を始め、久米田池（岸和田市）、狭山池（大阪狭山市）、光明池（和泉市）の水面積40ha前後の池があり、そのほかでは大野池（和泉市）、堀河ダム（泉南市）などの水面積20ha前後の池などがあげられる。

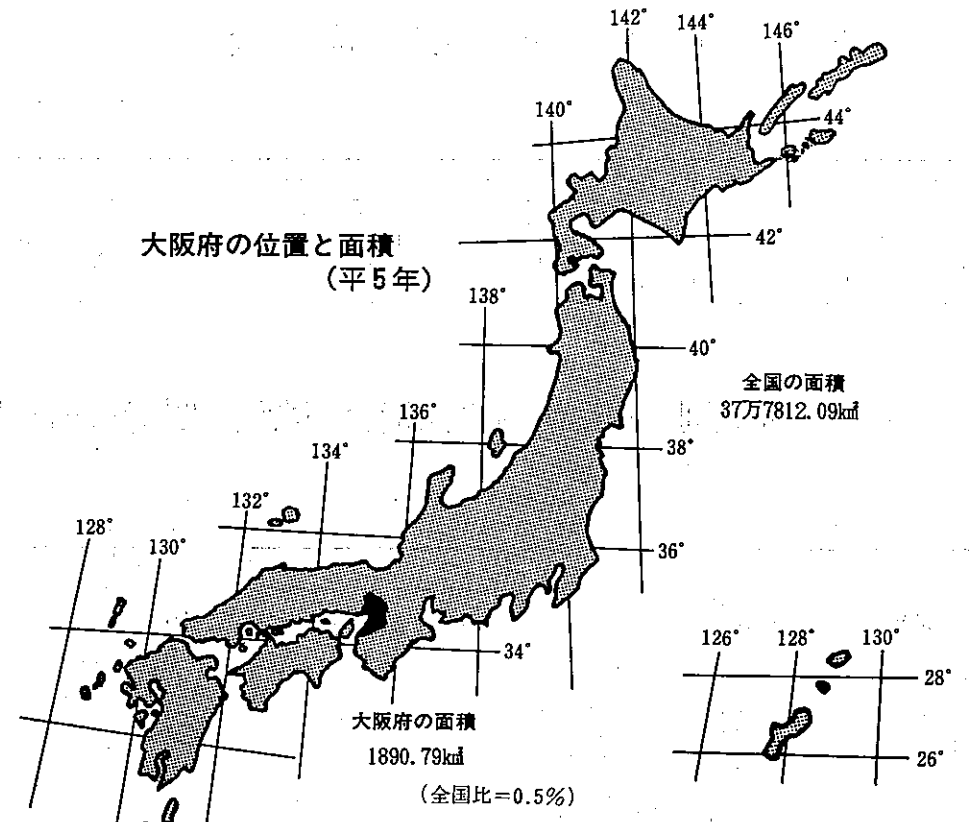
本府の地質の最大面積を占めるものは、第4紀古層及び第4紀新層であって、和泉沿海の地方は主として前者に層し、摂津南部及び河内平坦部は後者に層している。また、これに次ぐものは摂津中央部、河内東北部及び和泉中央部より河内南部にわたる第3紀層と、河内、和泉の山間部の片麻岩層及び和泉の砂岩層とである。なお、花こう岩層は河内東北部の山間及び摂津北部に分布し、秩父古生層は摂津北部においてみただけとなっているほか、安山岩は大和川支流の原川上流の河内の山間において、また、石灰岩は摂津北部の山間にわずかにみられる。

## 行政区の変遷

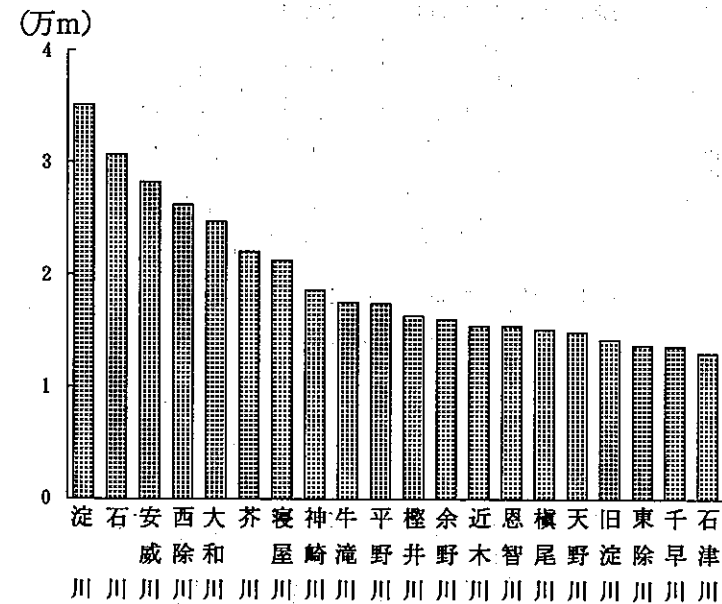
明治元年、新政府の地方官庁として、大阪鎮台が設置され、新政が開始されたが、間もなく大阪裁判所と改称された。同年5月、府藩県制の制定により、大阪裁判所を改称し大阪府が設置された。その後、同年6月に堺県が、更に翌2年1月には摂津県、河内県が、それぞれ大阪府から分離独立し、府の管轄区地は大阪市街地のみとなった。同4年11月、地方府県の大改革が行われ、摂津の諸県が廃止され、新しい大阪府が設置された。同14年2月には堺県を廃し大阪府に統合。これより先、堺県に奈良県を統合していたので、大阪府の管轄地は新たに河内、和泉、大和の三国が加わることとなり、大阪府史上で最大のものとなった。しかし、同20年11月、奈良県が大阪府から離れて再設置され、摂津7郡と河内・和泉2国を管轄地とする大阪府の区域が確定した。

以降、現在まで本府の行政区域については昭和33年4月に京都府南桑田郡郡田村が高槻市に、亀岡市の一部が豊能郡東能勢村（現豊能町）に編入された以外は、変っていない。

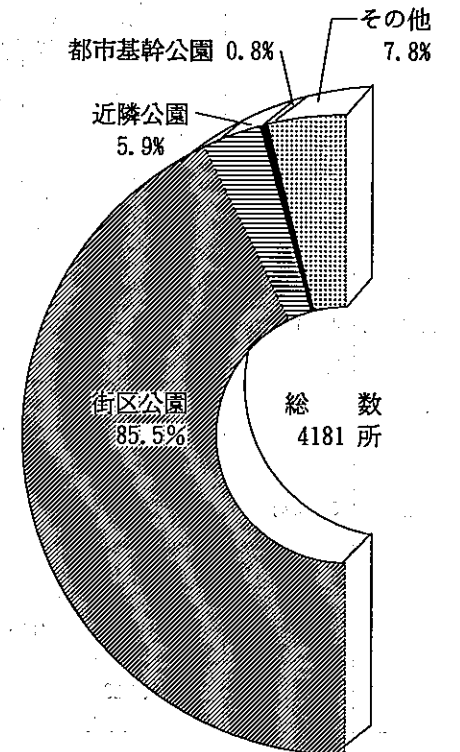
府内の市町村については、幾多の統廃合が行われた。特に、明治22年4月の市制、町村制の施行、昭和28年10月の町村合併促進法の施行及び昭和40年3月の市町村の合併の特例に関する法律の施行により、市町村数は減少し、平成7年3月31日現在、33市10町1村となっている。



## 主要河川の流長 (平6.5.31)



## 開設公園の内訳 (平6.4.1)



第1表 面積及び位置

Table with 4 columns: 面積 (Area), 位置 (Location), 東西距離 (East-West Distance), 南北距離 (North-South Distance). Includes coordinates and area values for various regions.

資料 建設省国土地理院「日本の市区町村位置情報要覧」建設省国土地理院近畿地方測量部測量課

第2表 地域別、市区町村の面積及び役所(役場)の所在地

ア)ウ)平成7年3月31日現在。イ)平成5年10月1日現在。

a)境界未確定地面積(大阪府淀川区、豊中市合計面積49.02km)及び泉大津市、高石市境界部地先海面の所属未定埋立地面積(0.07km)を含む。b)淀川区を含まない。c)d)豊中市を含まない。e)所属未定埋立地面積(0.07km)を含まない。

Main table for regional area and office locations. Columns include 地域 (Region), ア)市区町村 (Municipalities), イ)面積 (Area), ウ)役所(役場)の所在地 (Office Location), 地域 (Region), ア)市区町村 (Municipalities), イ)面積 (Area), ウ)役所(役場)の所在地 (Office Location).

資料 建設省国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」、大阪府総務部地方課

第3表 主要山岳

Table of major mountains. Columns: 山岳 (Mountain), 標高 (Elevation), 三角点の所在地 (Triangulation Station Location), 山岳 (Mountain), 標高 (Elevation), 三角点の所在地 (Triangulation Station Location).

資料 建設省国土地理院「2.5万分の1地形図」

第4表 主要池沼

(平成7年3月現在)

Table of major ponds and lakes. Columns: 池沼 (Pond/Lake), 所在地 (Location), 堤高 (Dam Height), 堤長 (Dam Length), 水面積 (Surface Area), 貯水量 (Storage Capacity).

資料 大阪府農林水産部耕地課、同土木部ダム砂防課

第5表 主要河川

1) 流路延長両岸平均4000m以上のものを掲載した。(平成6年5月31日現在)
ア) 国土地理院2万5千分の1地形図より調べた。

Table with columns: 河川, 区域 (自, 至), ア) 流域, 水系, 流路延長両岸平均 (m). Lists major rivers like 淀川, 大和川, 高槻川, etc., and their respective basins and watersheds.

資料 大阪府土木部ダム砂防課、河川課「大阪府管内河川指定状況調査」

第6表 市町村別都市公園

1) 箇所数及び面積について、2市町以上の区域にわたるものは、各市町毎に重複して計上している。但し、大阪府全体の数値は調整した実数である。
ア) 都市公園法第2条第1項の規定により設置された都市公園である。従って、都市計画決定されていない都市公園を含む全体の数値である。
イ) 都市公園法施行令の一部改正により、児童公園を主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園(街区公園)に改める。(各年4月1日現在)

Table with columns: 市町村, 都市計画決定公園 (数, 面積), ア) 開設公園 (総数, 面積, 1人当たり面積), イ) うち街区公園, うち近隣公園, うち都市基幹公園 (数, 面積). Lists cities like 平成年, 平成6年, 大阪市, etc., and their park statistics.

資料 大阪府土木部公園課「大阪府都市公園一覽表」

第7表

市町村別

民有地

1) 各市町村保管の土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された土地に関するものである。ア) 牧場は堺市のみ。

(各年1月1日現在)

Table with columns: 市町村, 総数, 田, 畑(樹園地を含む), 宅地. Sub-columns include 地積 and 決定価格. Rows list municipalities like 平成2345, 平成6年, 大阪府, etc.

Table with columns: 池沼, 山林, 原野, ア) 牧場・雑種地(鉄軌道を除く), 鉄軌道. Sub-columns include 地積 and 決定価格. Rows list municipalities like 池沼, 山林, etc.



第 9 表 都道府県別、面積、民有地等

ア) 都道府県については平成4年の数値。  
 イ) 緩衝緑地、都市緑地、緑道の合計である。  
 1) 都県の境界にまたがって境界未定となっている市区町村等の面積値(12 408.47 km<sup>2</sup>)を含む。  
 2) 都県にまたがる境界未定地域を含まない。

都道府県	面 積 (各年10月1日)	ア) 民 有 地 (各年1月1日)					ア) 自然公園 面 積 (各年3月末)	ア) 都市公園 面 積 (各年3月末)	ア)うち 緑地面積 (各年3月末)
		うち 宅 地	うち 田	うち 畑	うち 山 林	面 積 (各年3月末)			
平成元年	km <sup>2</sup> a) 377 727.37	163 015	13 501	29 418	25 950	77 555	5 236 486	61 837	5 589
2	a) 377 737.11	162 905	13 708	29 257	25 906	77 531	5 328 069	64 617	6 105
3	a) 377 750.28	163 418	13 951	29 074	25 870	78 074	5 333 225	67 255	7 064
4	a) 377 800.43	163 359	14 158	28 903	25 767	78 069	5 331 694	70 097	7 735
平成5年	a) 377 812.09	...	...	...	...	...	5 338 148	...	...
北海道	b) 83 451.05	28 320	881	2 526	8 300	11 234	864 192	7 712	760
青森県	b) 9 233.31	3 999	243	917	743	1 536	114 531	1 154	104
岩手県	b) 14 817.27	7 505	253	995	766	4 591	71 977	769	60
宮城県	b) 6 860.19	3 598	334	1 174	351	1 567	181 744	1 714	282
秋田県	b) 10 726.08	4 154	215	1 344	266	1 641	123 187	1 001	3
山形県	b) 7 394.41	3 562	212	1 055	376	1 578	154 748	864	221
福島県	b) 13 781.62	6 133	357	1 160	879	3 190	188 380	1 141	91
茨城県	b) 6 093.54	4 214	557	975	1 117	1 262	90 259	1 527	326
栃木県	b) 6 408.28	3 299	352	1 009	428	1 230	132 171	1 311	53
群馬県	b) 6 363.18	2 528	339	313	681	928	90 350	1 717	22
埼玉県	b) 3 749.05	2 327	571	471	602	513	120 393	2 723	679
千葉県	b) 4 934.08	3 590	605	920	697	1 021	28 347	2 565	510
東京都	b) 2 048.76	1 087	536	9	131	332	73 598	3 996	572
神奈川県	b) 2 413.25	1 314	532	69	234	328	54 551	2 742	276
新潟県	b) 10 938.16	4 954	388	1 685	403	2 164	317 466	1 104	31
富山県	b) 2 800.63	1 406	198	663	68	396	119 754	1 027	121
石川県	b) 4 184.74	1 656	160	452	157	795	49 515	875	52
福井県	b) 4 188.38	1 598	134	432	62	909	61 217	802	155
山梨県	b) 4 201.17	1 348	141	132	309	655	128 311	452	50
長野県	b) 12 598.48	4 769	369	737	797	2 212	278 752	1 220	134
岐阜県	b) 10 209.29	4 628	290	532	222	3 299	187 734	989	12
静岡県	b) 7 327.99	4 263	485	354	646	2 402	83 577	1 553	188
愛知県	b) 5 109.99	2 724	705	609	465	738	90 183	3 480	325
三重県	b) 5 672.06	2 887	277	568	248	1 645	204 683	857	124
滋賀県	b) 3 855.08	1 671	183	567	68	758	150 026	574	15
京都府	b) 4 612.38	1 574	190	301	102	897	8 610	1 022	78
大阪府	b) 1 890.79	897	467	152	49	162	11 648	3 529	398
兵庫県	b) 8 384.81	4 071	486	802	138	2 398	158 952	4 238	410
奈良県	b) 3 690.40	1 419	126	225	32	926	63 327	1 184	133
和歌山県	b) 4 723.73	2 431	123	202	209	1 848	42 491	375	104
鳥取県	b) 3 506.96	1 379	89	281	165	678	46 844	383	35
島根県	b) 6 706.28	3 268	114	434	181	2 415	40 519	663	2
岡山県	b) 7 007.48	3 849	293	710	283	2 375	79 488	1 174	153
広島県	b) 8 474.21	4 125	304	583	283	2 772	34 508	1 743	86
山口県	b) 6 109.69	3 309	236	560	185	2 160	40 897	1 080	129
徳島県	b) 4 144.23	1 832	109	242	198	1 250	38 553	291	4
香川県	b) 1 860.86	1 173	149	316	145	523	18 451	624	99
愛媛県	b) 5 674.36	3 246	194	328	489	2 161	41 195	1 026	101
高知県	b) 7 104.08	3 286	84	282	164	2 688	48 270	353	28
福岡県	b) 4 834.65	2 918	536	808	314	977	87 891	2 832	275
佐賀県	b) 2 438.93	1 546	122	479	245	588	27 441	421	49
長崎県	b) 4 089.86	2 011	166	299	482	874	74 104	972	5
熊本県	b) 6 906.66	3 135	262	757	635	1 166	156 736	814	78
大分県	b) 5 803.03	2 383	173	492	329	1 024	174 851	641	154
宮崎県	b) 6 683.68	2 449	194	422	441	1 167	91 961	1 151	200
鹿児島県	b) 9 131.31	4 429	308	538	1 138	2 004	79 871	1 116	38
沖縄県	b) 2 265.20	1 096	116	20	492	93	31 894	599	14

第 2 章  
 気 象